

食安輸発第0406008号
平成21年4月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(米国産ブロッコリー及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、米国産生鮮ブロッコリーにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品
米国産ブロッコリー及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目及び検査頻度
 - (1) STEINBECK COUNTRY PRODUCE, INC.が包装又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、フロニカミドに係る自主検査を実施するよう指導すること。
 - (2) 1の食品について、残留農薬（フロニカミドを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。
なお、自主検査について、登録検査機関において対応できない場合にあっては、対応可能となるまでの間、行政検査にて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮ブロッコリー
2. 生産国：アメリカ
3. 包装者：STEINBECK COUNTRY PRODUCE, INC.
4. 検査結果：フロニカミド 0.09ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：横浜検疫所（届出受付番号：第29102267230号1欄）
6. 輸 入 者：株式会社 フロンティアコーポレーション